

第6章 地域支援事業の量及び事業費 の見込み

1 地域支援事業の実施内容

(1) 地域支援事業の概要

地域支援事業は、これまでの老人保健事業や介護予防・地域支え合い事業等を再編し、要支援・要介護状態になる前からの介護予防を推進するとともに、地域における包括的・継続的なケアマネジメントを強化する観点から創設されたものです。

事業内容には大別して、介護予防事業、包括的支援事業、任意事業があります。

(2) 本市で実施する施策・事業

国が示す地域支援事業で実施することができる内容と、その趣旨に基づいて本市で実施する施策・事業は次のとおりです。

各施策・事業の概要は「第4章 重点課題ごとの取組方針と施策・事業の実施」を参照)

なお、国からの交付金の交付対象となる地域支援事業の事業規模の上限から、地域支援事業として実施はしませんが、施策・事業の内容が地域支援事業の趣旨に該当すると考えられるものも併せて掲載しています。

また、この区分は平成18年度のものであり、平成19年度以降に位置付けを地域支援事業に変更することがあります。

介護予防事業

ア 介護予防特定高齢者施策

介護予防事業の対象となる特定高齢者(第1号被保険者の5%程度)に対する事業として、通所又は訪問により、要介護状態等とならないための予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止を目的とした介護予防に資する事業。

特定高齢者把握事業

介護予防特定高齢者施策の対象となる特定高齢者の把握のため、全ての第1号被保険者を対象に生活機能に関する状態の把握や、訪問活動を担う保健師等との連携、主治医等との連携等を行う事業。

【地域支援事業】

健康相談(生活機能相談)、介護予防訪問指導、
成人・妊婦歯科健診相談指導

【その他】

老人福祉員設置事業、基本健康診査(介護予防健診)

本市実施事業

通所型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された特定高齢者を対象に、通所により、介護予防を目的として、運動器の機能向上、栄養改善、口腔機能の向上等に効果があると認められる事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

新規地域介護予防推進事業（ハイリスクアプローチ分）、新規すこやか生活支援介護予防事業、新規いきいき筋力トレーニング教室（地域出張型、保健所実施型、健康増進施設利用型）、新規高齢者低栄養相談、新規口腔機能向上教室

訪問型介護予防事業

特定高齢者把握事業により把握された閉じこもり、認知症、うつ等のおそれのある（又はこれらの状態にある）特定高齢者を対象に、保健師等がその者の居宅等を訪問し、生活機能等に関する問題を総合的に把握・評価し、必要な相談・指導を行う事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

新規訪問型介護予防事業

介護予防特定高齢者施策評価事業

介護保険事業計画において定める「介護予防事業の効果による要介護認定者数の目標値」に照らした達成状況の検証を通じ、介護予防特定高齢者施策の事業評価を行う事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

新規介護予防評価事業

イ 介護予防一般高齢者施策

地域における自主的な介護予防に資する活動が広く実施され、高齢者が積極的にこれらの活動に参加し、介護予防に向けた取組を実施する地域社会の構築を目的として、介護予防に関する知識の普及・啓発や地域における自主的な介護予防に資する活動の育成・支援を行う事業。

介護予防普及啓発事業

介護予防に資する基本的な知識を普及・啓発するため、パンフレットの作成・配布、各利用者の介護予防事業の実施の記録等を記載する介護予防手帳の配布等を行う事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

新規地域介護予防推進事業（ポピュレーションアプローチ分）、新規元気高齢者推進事業、介護予防出前教室、新規介護予防手帳、新規栄養改善（高齢者栄養教室）、健康教育（介護予防講座）、健康相談（生活機能相談）【再掲】、成人・妊婦歯科健診相談指導【再掲】

地域介護予防活動支援事業

介護予防に関するボランティア等の人材養成のための研修や介護予防に資する地域活動組織の育成・支援のための事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

健康すこやか学級、高齢者筋力トレーニング普及推進ボランティア養成講座、在宅高齢者機能回復訓練事業（すこやか講座）、

介護予防一般高齢者施策評価事業

原則として、年度ごとに、事業評価項目により、プロセス評価を中心に事業評価を行う事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

新規介護予防評価事業【再掲】

包括的支援事業

ア 介護予防ケアマネジメント事業

自立保持のための身体的・精神的・社会的機能の維持向上を目標とし、市町村がスクリーニングをし、地域包括支援センターに提示した介護予防事業対象者の名簿に基づき、概ね次のようなプロセスにより実施する事業。

一次アセスメント

介護予防プランの作成

サービスの提供後の再アセスメント

事業評価

地域包括支援センターは、指定介護予防支援事業者の指定を受け、介護報酬を財源として、新予防給付に関するケアマネジメント業務も併せて実施する。

イ 総合相談支援事業・権利擁護事業

地域の高齢者に対し、介護サービスでは対応できない様々な形での支援を可能とするため、地域における様々な関係者とのネットワークの構築、ネットワークを通じた高齢者の心身の状況や家庭環境等についての実態把握、サービスに関する情報提供等の初期相談対応や、継続的・専門的な相談支援（支援方針に基づく様々なサービス等の利用へのつなぎ）、特に権利擁護の観点から対応が必要な者への対応、等を行う事業。

ウ 包括的・継続的ケアマネジメント事業

主治医、ケアマネジャー等との多職種協働や、地域の関係機関との連携を通じてケアマネジメントの後方支援を行うことを目的として、地域のケアマネジャー等に対する個別相談窓口の設置によるケアプラン作成技術の指導等日常的個別指導・相談、地域のケアマネジャーが抱える支援困難事例への指導助言等、医療機関を含む関係施設やボランティアなど様々な地域における社会資源との連携・協力体制の整備など包括的・継続的なケア体制の構築等を行う事業。

本市実施事業

ア～ウを合わせて

【地域支援事業】

新規地域包括支援センター運営事業、新規地域包括支援センター運営協議会等事業、新規高齢者虐待防止事業、認知症高齢者等権利擁護事業（長寿すこやかセンター事業）

任意事業

ア 介護給付等費用適正化事業

真に必要なサービスとは認められない不要なサービスが提供されていないかの検証、制度趣旨や良質な事業展開のために必要な情報の提供、連絡協議会の開催等により、利用者に適切なサービスを提供できる環境の整備を図るとともに、介護給付費の適正化を図るための事業。

本市実施事業

【その他】

介護給付費適正化事業（住宅改修支給に係る実地調査、介護保険給付費明細通知等）

イ 家族介護支援事業

家族介護教室

要介護高齢者を介護する家族等に対し、適切な介護知識・技術を習得することを内容とした教室を開催する事業。

【その他】

認知症高齢者ホームケア促進事業

本市実施事業

認知症高齢者見守り事業

地域における認知症高齢者の見守り体制を構築するため、認知症に関する広報・啓発活動、徘徊高齢者を早期発見できる仕組みの構築・運用、認知症高齢者に関する知識のあるボランティア等による見守りのための訪問等を行う事業。

【地域支援事業】

徘徊高齢者あんしんサービス事業

本市実施事業

家族介護継続支援事業

介護による家族の身体的・精神的・経済的負担を軽減するための事業。

【地域支援事業】

家族介護用品給付事業、高齢者介護相談事業

【その他】

短期入所生活介護緊急利用者援護事業

本市実施事業

ウ その他事業

成年後見制度利用支援事業

低所得の高齢者に係る成年後見制度の市長申立に要する経費や成年後見人等の報酬の助成を行う等の事業。

【地域支援事業】

認知症高齢者等権利擁護推進事業

本市実施事業

福祉用具・住宅改修支援事業

福祉用具・住宅改修に係る相談・情報提供や、住宅改修費に関する助言を行う等の経費を助成する事業。

本市実施事業

【その他】

福祉用具展示コーナー運営事業

地域自立生活支援事業

高齢者の地域における自立した生活を継続させるため、高齢者住宅に対する生活援助員の派遣等、介護相談員の活動支援、栄養改善が必要な高齢者（介護予防特定高齢者施策を除く。）に対する配食サービスを活用したネットワーク形成、グループリビングに対する支援、家庭内の事故等による通報に夜間も随時対応できる体制の整備、等を行う事業。

本市実施事業

【地域支援事業】

東九条シルバーハウジング生活援助員派遣事業、介護相談員派遣事業

【その他】

老人福祉員設置事業（再掲）、緊急通報システム事業

2 地域支援事業（介護予防事業）の量の見込み

（１）対象者数

地域支援事業のうち、介護予防事業（介護予防特定高齢者施策）は、要支援・要介護になるおそれのある方（平成２０年度において高齢者人口の５％程度）を対象とします。

なお、平成１８年度及び１９年度については、事業の助走期間という位置付けにより、それぞれ、高齢者人口の２％程度、４％程度としました。

（２）効果の目標

国の指針に基づき、平成２０年度において対象者の２０％の方が要支援・要介護への移行しないことを目標として実施します。

なお、平成１８年度及び１９年度については、事業の助走期間という位置付けにより、それぞれ、１２％、１６％の効果を目標としました。

	１８年度	１９年度	２０年度
対象者数	５，９７５人	１２，９９５人	１７，８３５人
効果の目標数	７１７人	２，０７９人	３，５６７人

この目標数の達成状況等を検証するため、介護予防事業評価事業として、年度ごとに、プロセス評価、アウトプット評価、アウトカム評価を実施します。

プロセス評価

事業の実施過程等に係る指標により行われる評価

アウトプット評価

投入された事業量に係る指標により行われる評価

アウトカム評価

要支援・要介護への移行防止等の事業成果に係る指標により行われる評価

3 事業費の見込み

(1) 交付金対象となる地域支援事業の上限

第3期プランの計画期間において、国からの交付金の交付対象となる地域支援事業の事業規模については政令で上限が定められています。

この上限は、各市町村が介護保険事業計画において定める各年度の保険給付費見込み額に、次表の率を乗じた額となっています。

	18年度	19年度	20年度
介護予防事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
包括的支援事業・任意事業	1.5%以内	1.5%以内	2.0%以内
地域支援事業 全体	2.0%以内	2.3%以内	3.0%以内

(2) 事業費の見込み

本市では、政令で定める上限まで地域支援事業に係る事業費を見込みました。平成18年度から20年度までの介護予防事業に係る事業費は2,575,585千円、地域包括支援事業及び任意事業に係る事業費は3,554,133千円で、地域支援事業全体では6,129,718千円となります。

(千円)

	18年度	19年度	20年度	合計
介護予防事業	424,602	739,017	1,411,966	2,575,585
包括的支援事業・任意事業	1,170,669	1,180,251	1,203,213	3,554,133
地域支援事業 全体	1,595,271	1,919,268	2,615,179	6,129,718

(3) 財源構成

財源構成については、介護予防事業は介護給付費の財源構成と同じですが、包括的支援事業及び任意事業については公費(国、都道府県、市町村)と第1号被保険者の保険料で構成されます。

(%)

	国	都道府県	市町村	1号保険料	2号保険料
介護予防事業	25.0	12.5	12.5	19.0	31.0
包括的支援事業・任意事業	40.5	20.25	20.25	19.0	-

4 地域支援事業の供給確保のための方策

(1) 介護予防事業

目標値を定めた介護予防特定高齢者施策については、平成18年度から新たに実施する施策・事業が中心となります。介護予防事業の中心となる各区介護予防推進センター（仮称）等の職員が老人福祉センターなど高齢者が集う身近な場所に出張してサービスを提供するほか、保健所や運動施設、通所サービス事業所等でもサービスを提供します。

また、介護予防一般高齢者施策については、これまで実施してきた健康づくりや介護予防に係る施策・事業の充実のほか、保健所や介護予防推進センター（仮称）等の事業で実施します。

なお、実施に当たっては、地域の高齢者の利用意向等を踏まえたうえで、新予防給付との間でマネジメントの継続性・整合性を保ちながら行います。

(2) 包括的支援事業

これまで地域の総合相談窓口として設置してきた地域型在宅介護支援センターからの移行で、平成18年4月に地域包括支援センターを60箇所設置します。

地域包括支援センターは、介護予防事業のケアマネジメント、介護保険以外のサービスを含む高齢者や家族に対する総合的な相談・支援、高齢者への虐待の防止や早期発見のための権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などケアマネジャーへの支援を行いますが、地域包括支援センターが適正かつ円滑な運営ができるよう質の確保・向上に取り組みます。

(3) 任意事業

これまで実施してきた介護給付費適正化事業、介護する家族への支援事業や日常生活支援事業を継続して行います。

なお、地域支援事業の趣旨に該当しない事業で、国や京都府からの補助が得られない事業については、本市単独事業により継続して取り組みます。